

兵高教組

調査情報

2013年5月20日 9号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

地方公務員賃金引き下げ問題

賃金カットに道理なし

国は地方交付税を削ってまで、地方公務員賃金カットをせまっています。地方交付税とはもともとどのようなものなのでしょうか？どうしてそこまでして国が地方に押しつけてくるのでしょうか？地方交付税そのものを考えてみます。

地方交付税とは？

目的

地方交付税は、地方公共団体の運営の自主性を損なうことなくその財源の均衡化を図り、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障することによって地方自治の本旨の実現と地方公共団体の独立性を強化することを目的としている。

地方交付税の性格

1. 地方公共団体の固有の財源であること

目的の項で述べたとおり、地方交付税は財源の偏在を調整するための制度であり、地方公共団体の固有かつ共有の財源である。原資は国税の一定割合となっているが、これは国が地方公共団体に代わって便宜的に一括徴収している地方税であるとされている。

2. 地方公共団体の一般財源であること

地方交付税は国庫支出金と異なり、用途が限定されない一般財源である。そのため、使用目的を定めた増額・減額はできない。

3. 国と地方の税収の補完をしていること

国と地方の支出の比率は2対3と言われているが、税収の比率は逆に3対2となっている。国が地方公共団体へ地方交付税を交付することにより、この比率の補完を図っている。

地方交付税法には、以下のように明記してあります。

国は、交付税の交付にあたっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、又はその用途を制限してはならない

国の押しつけに「大義」はない

今回の地方公務員賃金削減は、国家公務員賃金の7.8%カットを地方公務員にも押しつけようとしたことに端を発しています。私たちの賃金を引き上げるためには人事委員会勧告が必要です。しかし、民間と私たちの賃金格差はほとんどありませんから勧告で賃金を引き上げることはできません。そこで、7.8%分を地方交付税からカットして地方に交付したのです。このような地方交付税の削減は、地方交付税の趣旨に反し、国と地方は対等であるという地方自治の本旨にも反するものです。県は、「おかしいことは、おかしい」と国へも申すべきです。不合理な国の押しつけを拒否することにこそ大義があります。

兵庫県は地方交付税がどのくらい減額されるのか明らかにするべきです。兵庫県の地方自治体の中では、小野市が公務員給与の減額をしないと決めています。小野市の試算では、8700万円の地方交付税が減額されるとのことです。理由が「地方分権に反するから、国の要請にはこたえられない」と決めています。

今回の賃金削減については、人事委員会勧告無視！地方自治の本旨をも無視しています。このようなことがまかり通れば、どこまでも国が勝手に賃金を下げることができるようになってしまいます。高教組としては、この攻撃に対して断固闘います。まだ署名は間に合いますので、一人でも多くの方の署名をお願いします。

地方公務員の賃金が削減されると、それに伴い公務員準拠の企業や民間の賃金に影響が出てきます。さらに、兵庫県の経済に大きな影響を与えることは必至です。私たち公務員だけでなく、民間の労働者の生活を守るためにも、この賃下げは認められません。高教組とともに頑張りましょう。